

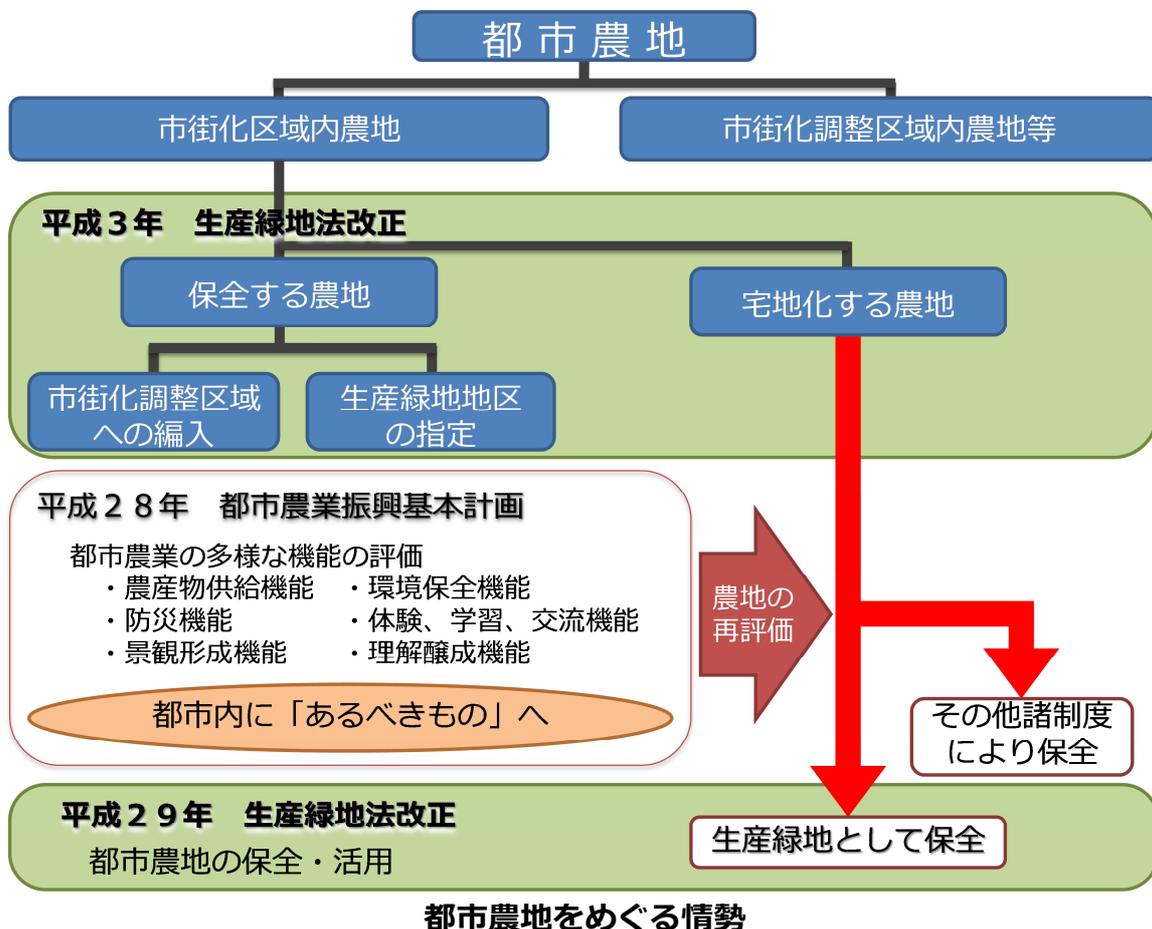
「藤沢市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の制定について

1 背景

これまで市街化区域内にある農地については、平成3年の生産緑地法の改正により、「保全する農地」と「宅地化する農地」に区分されてきましたが、平成28年5月に国が策定した都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」では、都市農業について再評価し、環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉え、都市農地の位置付けが都市内に「あるべきもの」へと大きく転換されました。この位置付けの転換を受け、今後は農地も「緑地」に含まれることを明確化した上で、農産物の供給だけでなく、防災や環境保全等の多様な機能を果たすものとして、都市農地を積極的・計画的に保全・活用していくため、平成29年6月に生産緑地法の一部が都市緑地法等と併せて改正され、生産緑地地区を定めることができる農地の面積の下限を、法で一律に定められた「500㎡」から、市町村が地域の実情に応じて条例で「300㎡以上500㎡未満」の範囲で定めることができることとなりました。

生産緑地制度とは・・・

市街化区域内の緑地機能や多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成しようとする都市計画上の制度

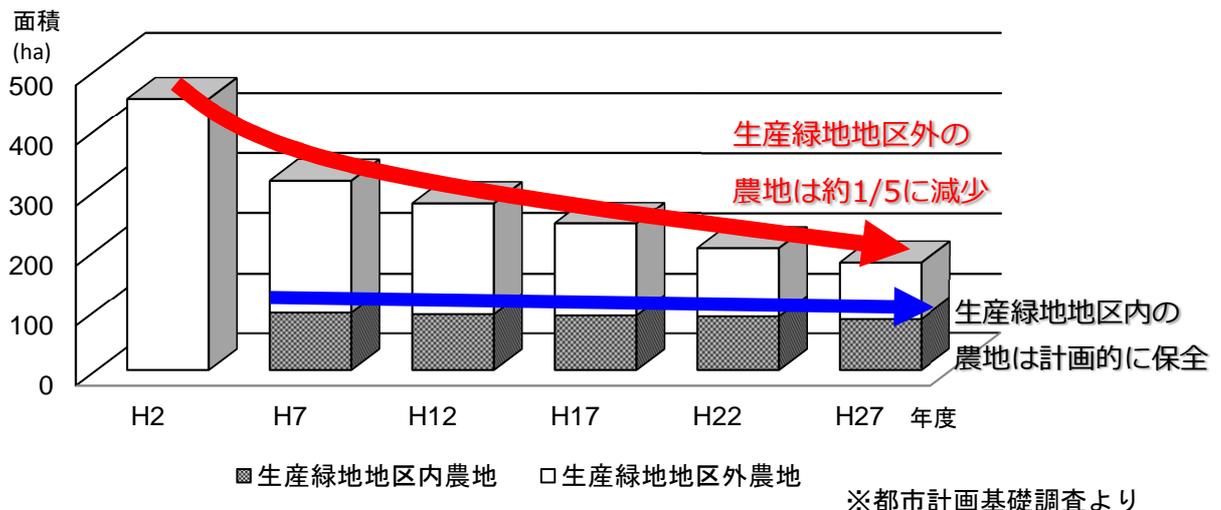


2 本市の市街化区域内の農地等の状況

(1) 市街化区域内の農地の状況

本市では、平成4年から生産緑地制度を活用しており、平成29年12月時点で510カ所、約94.6haを生産緑地地区として指定しています。これにより、緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地については、農業の主たる従事者の死亡等に伴う生産緑地地区の解除等により若干の減少傾向にあるものの、現在も計画的に保全されています。しかしながら、生産緑地地区外の農地については、宅地化の進行や農業従事者の後継者不足等の影響により、平成2年度から25年間で約1/5まで減少しています。

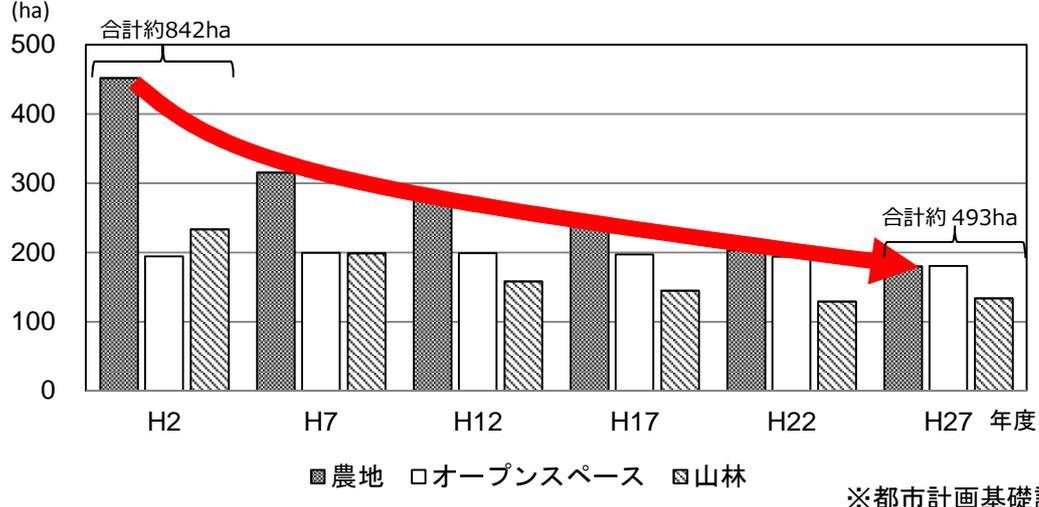
市街化区域内の農地の面積の推移



(2) 市街化区域内の緑地等の状況

農地のほか、公園や広場などのオープンスペース及び山林を含む緑地等は、平成2年度には、約842haが市街化区域内に分布していましたが、平成27年度には約493haまで減少しています。特に農地の減少は著しく、平成2年度には約451haが分布していましたが、平成27年度には約179haまで減少し、25年間で半分以上となっており、緑地等の減少に大きく影響しています。

市街化区域内の緑地等の面積の推移



3 小規模農地の都市的機能

これまで、緑地機能を含む多様な機能等に優れた農地であっても、現行の面積要件（500㎡）に満たない小規模な農地は生産緑地地区に指定することができませんでした。しかしながら、小規模な農地であっても人口減少時代における低未利用地の発生抑制への効果が期待されるほか、災害時の避難場所や、生活の中で身近に緑に触れ合える場等として緑地機能を発揮しており、良好な都市環境の形成に寄与しています。

小規模農地の都市的機能

- ◆ **低未利用地化の抑制**
人口減少に伴う宅地需要の低下による、低未利用地の発生を抑制する。
- ◆ **都市内の防災力の向上**
身近な防災活動拠点の機能を有するオープンスペースとして活用する。
- ◆ **都市内の緑地等の維持・保全**
緑地等を維持・保全する制度を補完するものとして活用する。
- ◆ **多目的保留地の確保**
将来の公共施設等の整備に適した土地を確保する。



良好な都市環境の形成に寄与

4 条例案の内容

都市農業の位置付けが大きく転換されたこと、本市の農地等が年々減少していること、小規模な農地についても都市内において有効に機能すること等を踏まえ、都市内の農地を「あるべきもの」として積極的に保全・活用するため、生産緑地地区の区域の規模を「300㎡以上」とし、条例で定めることが可能な下限まで引き下げます。

生産緑地地区の区域の規模

現行

法令：500㎡以上

条例制定後

条例：300㎡以上



5 今後のスケジュール（予定）

2月下旬～3月下旬 パブリックコメント実施
平成30年度中 藤沢市都市計画審議会
市議会（条例議案上程）
条例制定・公布

【参考】

生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）（抄）

（生産緑地地区に関する都市計画）

第三条 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のもの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 (第一号省略)
- 二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。
- 三 (第三号省略)

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

(第3項から第5項まで省略)

生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）（抄）

（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）

第三条 法第三条第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。